

締約国に関する情報 E E	エストニア 一般情報	附属書 B 1 E E
国内官庁の名称	Estonian Patent Office (エストニア特許庁)	
所在地	Tatari 39, 15041 Tallinn, Estonia	
郵便のあて名	所在地と同じ	
電話番号	(372)627 79 00, 627 79 11 (受付)	
電子メール	patendiamet@epa.ee	
インターネット	http://www.epa.ee	
ファクシミリ装置	(372)645 79 12	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	受理しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する	
出願人がWIPO DAS ¹ から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)2)	出願人がWIPO DASから国内出願を取得できるようにする用意がある	
エストニアの国民及び居住者のための管轄受理官庁 国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	エストニア特許庁、欧州特許庁 (EPO) 又はWIPO国際事務局 国内官庁に問合せされたい	
エストニアが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護：エストニア特許庁 欧州特許：欧州特許 (EPO)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内：特許、実用新案 (実用新案は、国内特許に代えて又は国内特許に加えて求めることができる) 欧州：特許	

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である：<https://www.wipo.int/en/web/das>

E E	エストニア (続き)	E E
国内官庁が認める手数料の支払方法	<p>手数料の支払はユーロ建で行う。すべての支払には、出願番号（判明していれば国内番号、国内番号が不明であれば国際番号）、出願人の氏名又は名称、支払手数料の種類を表示し、更に国内官庁参照番号2900082362が必須とされる。</p> <p>支払はRahandusministeerium（財務省）の次の4つの口座のいずれかに行うことができる：</p> <ul style="list-style-type: none">- SEB Pank : Tornimäe 2, 15010 Tallinn 口座番号 : 10220034796011 IBAN : EE891010220034796011 SWIFTコード : EEUHEE2X- Swedbank : Liivalaia 8, 15040 Tallinn 口座番号 : 221023778606 IBAN : EE932200221023778606 SWIFTコード : HABAE2X- Luminor Bank : Liivalaia, 4510145 Tallinn 口座番号 : 17001577198 IBAN : EE701700017001577198 SWIFTコード : RIKOEE22- LHV Pank : Tartu mnt 2, 10145 Tallinn 口座番号 : 771003813400 IBAN : EE777700771003813400 SWIFTコード : LHVBE22 <p>手数料は所定額の手払証明書類を国内官庁が受領した時点で支払が行われたものとみなされる。これらの支払方法はすべてのPCTの役割に関して適用される。</p>	
国際型調査に関するエストニアの規定 (PCT第15条)	なし	

[次頁に続く]

E E

エストニア (続き)

E E

国際公開に基づく仮保護

国内特許を目的とする指定の場合：

エストニアを指定している公開済みの国際特許出願の主題事項である発明に対しては、特許法第33条(1)に従い出願人が提出した国際特許出願のエストニア語による翻訳文をエストニア特許庁が公開した日から、又は、出願人がそれよりも早い日付を希望する場合には、出願人が公開済みの国際特許出願の請求の範囲のエストニア語による翻訳文をエストニア国内で当該発明を使用している者に通知した日から、若しくは、当該翻訳文を管轄官庁に通知し、かつ、翻訳文公開のための所定の手数料を支払ったときには、管轄官庁がその翻訳文を公衆の閲覧可能な状態とした日から、特許法（第18条）に規定する仮保護が与えられる

欧州特許を目的とする指定の場合：

(1) E P Oの公用語の1つで公開された国際出願：

エストニアを指定する、公開された欧州特許出願の主題事項である発明は、出願人が、公開された欧州特許出願の請求の範囲のエストニア語による翻訳文をエストニアで使用している者に通知した日から、又は、当該翻訳文がエストニア特許庁に通知され、翻訳文の公開のための所定の手数料が支払われた場合には、エストニア特許庁が当該翻訳文を公衆の利用可能な状態とした日から、特許法（第18条）で規定する内容と同じ仮保護を受ける

(2) E P Oの公用語でない言語でされた国際出願：

(1)に規定する保護は、E P Oがその公用語の1つにより提供された国際出願を公開するまでは効力が生じない

エストニアが指定（又は選択）されている場合の有益な情報

国内保護について

エストニアが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期

願書に記載しなければならない。発明者に関する情報がPCT第22条又は39条(1)に基づく期間の満了時に不明の場合、管轄官庁は命令に定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。

微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？

なし

欧州特許については、附属書B 2の欧州特許機構（E P）を参照